## 繰出率等一覧表

	ム 営 企 業 等 災 害 復 旧 事 業 費 国庫補助事業  単独事業							
区分	国庫補助負担率(A)		一般会計繰出 (1-A)×第1の3(1)ア(ア)の率 (B) 第1の3(1)ア(イ)の率 (1-A-B)×1/2		公営企業負担率	ー般会計繰出 第1の3(1)イ(ア)の率 (C) 第1の3(1)イ(イ)の率 (1-C)×1/2		
上水道事業	施設: x(8/10~特別財政援助法の率)		(1-x)01/10	(1-x)の4. 5/10	(1-x)の4. 5/10	1/10	4. 5/10	4. 5/10
	給水管(配水管から止水栓まで):1/2		0.5/10	2. 25/10	2. 25/10	1/10	4. 5/10	4. 5/10
簡易水道事業	施設: x(8/10~特別財政援助法の率)		(1-x)の55/100	(1-x)の22. 5/100	(1-x)の22.5/100	55/100	22. 5/100	22. 5/10
	給水管(配水管から止水栓まで):1/2		27. 5/100	11. 25/100	11. 25/100	55/100	22. 5/100	22. 5/10
工業用水道事業	x(8/10~特別財政援助法の率)			(1-x)の1/2	(1-x)の1/2		1/2	1/2
	合流式		(1-y)の6/10	(1−y)の2/10	(1−y)の2/10	6/10	2/10	2/10
		25人未満	(1-y)の7/10	(1-y)の1. 5/10	(1-y)の1. 5/10	7/10	1. 5/10	1. 5/10
	公共下水道	25人以上~50人未満	(1-y)の6/10	(1−y)の2/10	(1−y)の2/10	6/10	2/10	2/10
下水道事業	y (激甚法の率) 分流式 (※1)	50人以上~75人未満	(1-y)の5/10	(1−y)の2. 5/10	(1−y)の2. 5/10	5/10	2. 5/10	2. 5/10
		75人以上~100人未満	(1−y)の4/10	(1−y)の3/10	(1−y)の3/10	4/10	3/10	3/10
		100人以上	(1−y)の3/10	(1−y)の3. 5/10	(1-y)の3. 5/10	3/10	3. 5/10	3. 5/10
	公共下水道以外 x(8/10~) (特別財政援助法の率)		(1-x)の7/10	(1-x)の1.5/10	(1-x)の1.5/10	7/10	1. 5/10	1. 5/10
	1/2			1/4	1/4			
ガス事業 (※2)	1/4			1/4	1/2		1/2	1/2
	2/3			1/6	1/6			
病院事業	2/3		1/6	0.5/6	0. 5/6	1/2	1/4	1/4
	y(1/2~) (激甚法の率)		(1−y)の1/2	(1-y)の1/4	(1−y)の1/4	1/2	1/4	1/4
介護サービス事業	老人デイサービス·老人短期入所施設 2/3			1/6	1/6		1/2	1/2
	上記施設以外 1/2			1/4	1/4			
港湾整備事業 (※3)	1/2			1/4	1/4		1/2	1/2
市場事業 (※4)	中央 2/3		1/6	0.5/6	0.5/6	1/2	1/4	1/4
	地方 1/2		1/4	0.5/4	0.5/4			
と畜場事業	2/3			1/6	1/6		1/2	1/2
自動車運送事業	自動車運送事業						1/2	1/2
船舶運航事業 事業						1/2	1/2	
地下高速鉄道事業						64. 2/100	17. 9/100	17. 9/10
空港アクセス鉄道事業	アクセス鉄道事業 1/4		30. 1/100	22. 45/100	22. 45/100		<u>——</u>	

<sup>(※1)</sup> 処理区域内人口密度(人/ha)に応じて取扱いが異なる。

<sup>(※2)</sup> 事業規模に応じて補助率が異なる。なお、補助率が1/4の場合、一般会計繰出は(1-A-B)×1/3とする。

<sup>(※3)</sup> 国庫補助対象となるのは、荷役機械及び上屋のみ。

<sup>(※4)</sup> 水産業共同利用施設復旧支援事業又は農林水産業共同利用施設災害復旧事業による市場の復旧事業を行う場合、 異なる国庫補助負担率が適用される場合がある。

<sup>・</sup> 本事務連絡第1の3(1)ウに基づき、企業負担が収益に対し一定程度を超える場合については一般会計繰出 (第1の3(1)ア(イ)の率)を拡充。

一般会計繰出が拡充された場合は、相応分が公営企業負担から減少。